

## 地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、県内の医療機関が取り組む、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれかに該当する医療機関（診療報酬により地域医療体制確保加算を取得しているものを除く。）であって、第5条に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関であること
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関であること
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関であること
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第4号及び医療法施行規則（昭和23年厚労省令第50号）第30条の28に定めるがん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。）5事業（医療法第30条の4第2項第5号に定める救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療をいう。）で重要な医療を提供している場合。
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関であること  
なお、(1)及び(2)の救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師の労働時間短縮に向けた取組として、第5条(4)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に定めた総合的な取組に要する医師事務作業補助者の研修費用、人件費補助等のソフト事業及びICT等（AI問診システム、勤怠管理システム等）の導入、休憩室の設備購入等のハード事業に係る経費とする。

- 2 前項の経費については、医療機関が診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付の要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 勤務医の勤務状況を客観的な方法で把握できていること又は令和6年3月までに勤怠管理システム等導入により把握予定であること。
- (3) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や検討を行うことについての要件は適用しない。

派遣受入医療機関については、様式1-3「勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書」の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。

- (4) 令和6年3月までに
  - ア 医師の時間外・休日労働の上限を年1,860時間とする水準（B水準）、副業・兼務先での労働時間と通算した時間外・休日労働の上限を年1,860時間とする水準（連携B水準）の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）にあっては、各水準に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1,860時間以下、それ以外の医師については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下
  - イ 前記以外の医療機関にあっては、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の(ア)及び(イ)に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議（以下「委員会等」という。）を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催すること。
  - (ア) 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出したうえで、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
  - (イ) 計画の作成に当たっては、次に掲げる項目を踏まえ検討したうえで、必要な事項を記載すること。
    - ① 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説

- 明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など)
- ②勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
  - ③前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保  
(勤務間インターバル)
  - ④予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
  - ⑤当直翌日の業務内容に対する配慮
  - ⑥交替勤務制・複数主治医制の実施
  - ⑦育児・介護休業法（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項  
又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (5) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付額の算定方法等)

第6条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

当該医療機関が直近の病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。第2条（3）アにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点の精神科病床の最大使用病床数とする。報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。）に標準単価133千円を乗じた額（基準額）に2分の1を乗じて得た額と、第4条第1項の経費から寄附金その他の収入見込額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請を受けようとする者は、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付申請書（第1-1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 医療機関の診療等実績確認書（第1-2号様式）
- (2) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書（第1-3号様式）
- (3) 補助金所要額調書（第1-4号様式）
- (4) 事業収支予定明細書（兼収支予算見込書（抄本））（第1-5号様式）
- (5) 事業支出予定（区分別）（第1-6号様式）
- (6) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（第1-7号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、補助金の交付が不適當であると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手届)

第10条 補助金の交付を受けようとする者が、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、地域医療勤務環境改善体制整備事業交付決定前着手届(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第11条 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、地域医療勤務環境改善体制整備事業変更・(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金取下げ申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業実績報告書(第6-1号様式)
- (2) 補助金精算書(第6-2号様式)
- (3) 事業収支実績額明細書(兼収入支出決算書(抄本))(第6-3号様式)
- (4) 事業支出実績(区分別)(第6-4号様式)
- (5) 地域医療勤務環境改善体制整備事業成果報告書(第6-5号様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出は、補助対象事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い日までにを行うものとする。

(補助金の額の確定および請求)

第15条 知事は、前条第1項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、遅滞なく地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第9条の規定により補助金の概算払をしている場合において、第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した結果、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超える額について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助金にかかる書類を整理し、補助金の交付を完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第20条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年11月28日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。